

平成23年度 第3回宮城県農村振興施策検討委員会

開催日時：平成24年3月23日(金)

開催場所：県庁9階 第1会議室

議 事 録

宮城県農林水産部農村振興課

平成 23 年度第 3 回宮城県農村振興施策検討委員会

司会：定刻になりましたので、ただいまより、平成 23 年度第 3 回宮城県農村振興施策検討委員会を開催いたします。はじめに宮城県千葉農林水産部長よりご挨拶申し上げます。

千葉農林水産部長：平成 23 年度の第 3 回になります宮城県農村振興施策検討委員会の開催にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。委員および専門委員の皆様方には委員の就任につきまして快くご承諾いただき、誠にありがとうございます。また本日は年度末の大変お忙しい中、委員会にご出席をいただきまして重ねて御礼申し上げる次第でございます。

さて、昨年 3 月 11 日に発生しました東日本大震災から 1 年が過ぎまして、被災された方々には今なお物心両面で大変ご苦労されているというところでございます。この場をお借りしまして改めて心からお見舞いを申し上げます。このうち、農地・水保全管理支払交付金事業関係、こちらのほうでも 517 組織のうち、34 組織が被災いたしました。このうちの 15 組織で取組ができない状況というふうになっております。また中山間地域等直接支払交付金事業、こちらのほうでは 232 協定のうち 5 協定で被災いたしまして、2 協定が活動を中止しているという状況でございます。このため県では、今回の大震災を受けまして、昨年の 10 月でございますが、宮城県震災復興計画を策定いたしまして、今後 10 年間の復興の道筋をお示しするという事とともに、農業分野におきましては、みやぎの農業農村復興計画、これを策定させていただきました。また今年 1 月末には、農地農業用施設の復旧復興のロードマップというものを公表させていただきました。1 日も早い営農再開にむけて、農地や農業用施設を基本的に 3 年で復旧をすることを目標に、それから農地海岸などまちづくりと関係するそういった箇所におきましては、5 年での復興というものを目指して取り組むこととしております。さらに農地の復旧とあわせてほ場の大区画化などを行い、競争力のある経営体を育成することとしております。

ところで、近年の農業情勢でございますが、食糧自給率の低下、耕作放棄地の増加、米価の大幅な下落、農業者の高齢化など多くの課題を抱えております。一方で安全で安心な食糧の安定供給、豊かな自然環境や景観の保全など、農業農村に対する県民の関心や期待がますます高まってきているということもでございます。こうした中、本委員会におきまして、農村振興施策に対し貴重なご意見を頂戴しており、おかげさまをもちまして、農地・水保全管理支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業などが各集落で活発に実施されているところでございます。今後も集落内の連携を強め、農業生産活動などが持続的に行われるよう県も支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。本日の委員会におきましても、委員、専門委員の皆様におかれましては、それぞれの領域分野の専門的お立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、私事ではございますけれども、この3月をもって県を退職することになりました。皆様方には本当にお世話になりました。4月以降微力ながらまた宮城県の復興にむけてさやかな努力というものを届けさせていただきたいと思います。この場では皆様と4月以降一緒にすることはできませんが、変わリませず、ぜひご支援ご協力のほどお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

司会：千葉部長ありがとうございました。続きまして、千葉部長から委嘱状の交付を行います。本来ですと委任期間が始まります、1月に交付するところではございましたけれども、委員会が今日の日程となったために遅れたことをお詫びいたしたいと思います。それでは千葉部長のほうからよろしくお願ひします。

(委任状交付)

千葉部長：よろしくお願ひいたします。

司会：それでは今回新しく専門委員になられました文屋文夫様をご紹介させていただきます。文屋様は宮城県ふるさと水と土保全隊の指導員に平成17年に登録されまして、特に旧岩出山町内川を保全する活動に携わっておられます。昨年11月に開催しました当委員会の現地調査では、内川の保全活動についてご説明をいただいております。それでは文屋様、就任のご挨拶を一言お願ひしたいと思います。

文屋専門委員：ただ今ご紹介いただきました文屋でございます。我々は内川ふるさと保全隊という形でボランティア活動をさせていただいております。年に4回ほどの清掃、それから地域の美化運動、そういったようなことを通じて地域の何らかの力になればなとそんなふうには100人ほどの会員を持って活動しているものでございます。今後とも委員としてどのようなことをやればいいのか、模索しながらみなさんと共に協力体制をとっていただければありがたいとそんなふうには思いますので、微力ながらご指導を仰ぎながら活動に参加させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

司会：どうもありがとうございました。それでは委員会設置宣言ということで、本委員会の条例第5条の2により、委員の半数以上が出席しておりますので、本委員会は成立しております。また、今回の委員会は初回でございますので、委員長、副委員長を選出していただくこととなります。条例第4条では、委員の互選となっておりますので、委員の皆様よろしくお願ひしたいと思ひます。

田村委員：提案します。

司会：はい、お願いします。

田村委員：これまでの実績を踏まえまして、大泉委員に委員長を、真木委員に副委員長を務めていただければというふうに思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

司会：ただ今、委員長には大泉委員、副委員長には真木委員がそれぞれ選出されました。それでは委員長に就任されました、大泉委員のほうからご挨拶をいただきたいと思います。お願いします。

大泉委員長：引き続き委員長を仰せつかりました大泉でございます。まだ、春とはいえです、さっき加藤さんに聞いたらまだ雪の中で、かまくらができそうだというお話を伺いました。宮城県もだいぶ広いわけでありまして。今、農業はどういう状況なのかという、競争力のある経営を作ろうというふうな方向が一つあるのですが、今までの農業施策は産業施策と地域施策に分けたほうが良いというふうなことが言われつつですね、なかなか分けられないできた経緯があります。それでもしも競争力の強い農業をとということであるとすると、しっかりとした地域施策、農村地域施策というのを作っていかなくちゃいけないことになるわけですね。そうしたことからすると、農村の地域施策、振興施策として中山間地やあるいはふるさと保全隊もそうなんです、農地・水もこういったものを体系化してですね、農村を豊かにするための総合的な施策っていうのを、本来つくっていかなくてはいけません。宮城県もそうしたことを積極的にやらなくちゃいけない。そのためにはそのコミュニティの話などいろんな話が出てくるんですね。川の保全なんかもそう。それで、今度土地改良だけに限らない施策となっていくんだらうというふうに思うんですが、その骨子をつけたのがこの土地改良関係のこの事業であるというふうに私は思っておりまして、これをさらに充実していくというふうなことを皆さんの農村に住まいしながら、様々な課題を抱えて、それで提案もあることでしょうか、そうしたことを前向きに議論していきたいなというふうに思っております。そうした意味では、委員の皆さん、自由闊達にご議論いただければありがたいなというふうに思っております。その自由闊達で整理がつかなくなった際には、隣に真木副委員長が控えておりますので、お任せして、一つの方向を導き出していきたく思いますので、ひとつこれからもよろしくお付き合いのほどお願いしたいと思います。

司会：どうもありがとうございました。それでは副委員長に就任されました真木委員から就任のご挨拶をいただきます。お願いします。

真木副委員長：引き続き副委員長を務めさせていただきます宮城県農業公社の真木でございます。前期も、委員長ならびに皆様方に非常に迷惑をかけながら進めてきたわけでございますけれども、大泉委員長の補佐役になれるかどうか、甚だ自信はないところでございますが、大泉委員長のご指導、あるいは皆様方のご支援をいただきながら、宮城県の農業農村のために尽力できればなと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。簡単でございますけれども挨拶にかえさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

司会：ありがとうございます。それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。次第がございます。それから出席者名簿、宮城県広報、委員会趣旨説明、資料1、資料2、資料3。それからパンフが1部入っております。春キャンペーンのパンフでございます。無いときはお申し付けいただきたいと思います。

なお、会議の議事録を作成しますので、発言の際には、恐れ入りますがマイクをご使用願いたいと思います。また、県の情報公開条例に基づきまして、公開ですので、あらかじめご了承願います。それではここからは大泉委員長に進行のほうをお願いいたします。よろしく申し上げます。

大泉委員長：はい。それでは、議事に入りたいと思います。最近では資料が非常に多くて説明が非常に長くなるというようなことがあります。それだけ、豊富な農村施策を議論しているということなんですが、できるだけ、私どもの議論の時間をとっていただくとありがたいなと思います。議事の最初の農地・水保全管理事業について事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局 紺野：宮城県農村振興課の紺野でございます。私のほうから大変失礼ですが、座ったままで資料1の説明を簡単にさせていただきたいと思っております。資料1のほうでございますが、こちらが農地・水保全管理支払交付金ということになってございます。昨年制度が詳細に変わりました。その内容について若干簡単に冒頭説明させていただいたあとに、23年度の活動概況、それから第2期計画ということで進めさせていただきたいと思っております。資料の3ページ目を開いていただきたいと思います。こちらの資料は平成24年度予算概算決定ということで、国のほうがですね、19年から23年まで第1期対策としてやってきました共同活動支援交付金の次期対策ということで資料として提示しているものでございます。こちらのほうは、247億円という国費ベースの事業費が本年度概算決定しております。昨年度が212億円ということですので、35億円ほど事業費が増加したということでございます。基本的にこちらの枠組みの外側①、②、③、④という大きな柱の制度がございます。①としまして共同活動支援交付金というもの、現行対策ではメインの活動をさせていただいていたものでございます。②としまして、向上活動支援交付金、こちらは昨年度から共同活動の二階部分として創設されました。主に長寿命化、こういっ

た面の活動を支援するものでございます。②の小さいダッシュですが、こちらが次期対策のほうから出てきます向上活動の中で行われる水質、土壌、地域環境の保全等に資する高度な取り組みに対し、加算措置を行うという内容になっているところでございます。③でございます。こちらのほうは昨年、国のほうの第3次補正予算で追加になりました、東日本大震災の被災地における水路等施設の復旧の取組を支援する復旧活動支援交付金ということで、同じく共同活動の上の部分に組み込まれてございます。最後に④でございますが、こちらが集落を支える体制の強化ということで、第一期対策で中間評価の中で課題にされてきました活動組織における事務手続の煩雑さを軽減するために組織を広域化していくということに対して、国の支援ができましたという内容になってございます。広域での取組を強化する活動組織等支援ということで、1組織あたり40万円を支援します、という内容になってございます。ページをめくっていただきまして4ページ目のほうがその内容の詳細でございます。5ページ目でございます。先ほど申しました組織を広域化していく等々の内容がこちらの(3)項のほうのです。我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画抜粋のほうに基づいて国の政策が進められてございます。③のアンダーラインのところでございますが、農地農業用水等の資源や、土地改良施設の保全管理、整備について見直し、施設の長寿命化を図る、また、保全管理等を円滑に実施するためNPO等の活用を含め集落を支える広域的な保全管理体制を構築するという内容で、国のほうが進めてございます。ページをめくっていただきまして、6ページ目でございます。こちらのほうが今申し上げました、広域化のイメージということでございます。枠組みの中を見ていただくとわかるんですけども、旧市町村単位および都道府県でおおむね1組織あたり200ヘクタール以上の活動面積を持っているものを広域化する組織というふうに定義し進めたいということです。具体的なイメージとしまして、ちょっと小さくて見づらいですが、枠組みの中の絵柄、ダムから、集落、農地、それから排水路と上から見ていくんですけども、今までの活動組織は各々の集落前の農地ごとに、小さな丸で申し訳ないんですが、a、b、cというような形の組織が独立していました。これを水系単位、右側ですが、今後の資源管理ということで、 $a + b + c$ ということで、大きな水系単位にとらえて広域化をしていくんだということになってございます。

ここまでが24年度の施策概要の変遷ということでございまして、ページを1ページ目にお戻りください。こちらが農地・水保全管理支払交付金の取組の概況ということでございます。平成23年度の取組面積としまして、①共同活動②向上活動③復旧活動と、先ほど説明しました制度が3本柱になってございます。営農活動の部分については、これから担当のほうが説明することになります。共同活動、各々の管内ごとに実績が示されておりまして、合計で42、126ヘクタール、512組織です。H22実績よりも1、804ヘクタールぐらい減少しておりまして、これが先ほど千葉部長のほうから挨拶ありました津波被害を受けた15組織の減、それからそれに基づく活動面積の減、という内容になってございます。②の向上活動のほうは23年度採択を受けました66組織で2、289ヘク

タールが活動してございます。③の復旧活動、こちらは21組織で2、060ヘクタールのエリアの中で活動しているということになってございます。2としまして平成23年度支援交付金ということで、こちらのほうが、①共同活動②向上活動③復旧活動、同じく支援交付金額で11億9000万円、それから1億円、1300万円という内容で今年現時点で活動を交付しているということになります。今年度の各種イベントの開催状況としまして3がございまして、こちらのほうが支援研修会等の実施ということで、昨年このように制度が頻繁に変遷したものですから、支援研修会等ということで、市町村の担当者をメインに担当者会議を例年は5回も開催してないんですけども、今年度は5回開催させていただいているということでございます。②としまして、例年どおり支援研修会というのを大和町まほろばホールで開催いたしました。(2)指導および支援体制の強化ということで、これも同じく平成23年12月21日に支援研修会を開催してございます。こちらのほうは主に新たに制度にそって作られました向上活動支援、長寿命化などへの研修会を管内ごとに午前と午後というふうに分けまして研修を開催させていただきました。②23年12月22日、これも同じく支援研修会を開催しております。平成24年1月、2月には、平成24年度以降次期対策の概要がおおむねわかったものですから、次期対策の説明会を管内ごとに実施してございます。ページを開いていただきまして、2ページでございます。県民への理解の促進ということで(3)、①としまして、平成23年8月6日から8日までの3日間ですね、仙台七夕まつりに参画しまして下の写真のほうにございますけれども、テントブースのほうで事業を非農家の方にPRさせていただいたということでございます。そのほか、②、③と活動を実施してございます。(4)の宮城県農村振興施策検討委員会、当施策検討委員会でございますがこちらが①としまして23年8月4日、仙台の漁信基ビルのほうで開催させていただきました。②としまして平成23年11月10日、第2回としまして現地のほうの調査と意見交換を開催させていただいております。(5)その他としまして、平成23年度豊かなむらづくり全国表彰ということで活動組織の一つであります、おのだ城内・上区集落活動組織が農林水産大臣賞を受賞してございます。ここまでが、実績の報告でございます。先ほどちょっと言い忘れたので、付け加えさせていただきます。今回の施策検討委員会に際して、次期施策のほうに移行するわけなんですけども、その際に国に宮城県として次期施策に対する取組の方針を提出することになってございます。これは、国が定める基本方針にならって特に県としての特別な要件、制限といったものを定めるものではございませんので、今回は口頭で取組方針の概要についてこの場をお借りして報告だけさせていただきます。続きまして、ページを開いていただきまして、21ページにとばさせていただきますと思います。こちら21ページのほうですけども、こちらに農地・水保全管理支払交付金の昨年の各種アンケート結果の概要を掲載してございます。23ページをお開き下さい。こちらが毎年施策検討委員会のほうに提示させていただいているアンケートの結果を年度ごとに集計しているものでございます。大きなところだけ説明をさせていただきたいと思っております。問2の「農業者と農業者以外の人たちとが一緒に共

同活動を行ってどのように思っていましたか。」というところです。一番上の「一緒に活動することは良いことだと思った。」が例年どおり増加傾向にあります。問3「共同活動によりあなたの地域の資源はどのように保全されると思いますか。」ということで、「保全される」という評価が年度ごとに増加してございます。続きまして、ページをとばさせていただきますまして、25ページでございます。25ページの一番上、問10「車の両輪と位置付けている水田経営所得安定対策と農地水環境保全向上対策についてどのように思いますか。」という内容でございますが、こちらは例年ですと「一緒に行ったほうがよい」というところが増加傾向になっていたんですけども、今年に限りましては、3段目の「別々に行っても効果がある」というところが微増しております。この背景ですけれども、昨年から戸別所得保障制度と営農部分が環境保全型直接支払に独立していったというところがございます。抽出聞き取りしましたところ、制度が分化されたことによってその一体的に行わなくてもよいという認識にたっている回答農家のほうが多かったというように聞いております。続きまして、26ページでございます。問16「昨年度の共同活動参加人数（延べ人数）を教えてください。」ということで、各々前年度の参加実績ということでございますが、平成22年度までは増加傾向を示していたんですけども、今年23年度には対前年比8、200人ほど集計で減少してございます。こちらのほうは、沿岸部、先ほど申しました名取、岩沼、仙台の活動組織が活動を開始したことに伴って参加人数がそれ相当分減少しているというような内容でございます。続きまして、28ページでございます。こちらに追加設問の5ということで、一番下の枠どりでございますが、「あなたの地域では地域づくりのための話し合い、寄合は年何回ぐらい行われていますか。」というところでございますが、こちらも22年度までは増加傾向でございましたが、今年減少しているということで、これも津波による影響かというふうに判断してございます。29ページ、追加設問の6の2でございますが、こちらも同じく今年に限って減少しています。こちらも同じく津波被害の影響かというふうに考えてございます。一応、ここまでが共同活動および向上活動、復旧活動の内容説明でございます。

事務局 金原：農産園芸環境課で環境保全班金原と申します。営農関係の担当です。よろしくお願いたします。私から、ただ今用いました資料のはじめのページに戻っていただきまして、資料1の1ページから、説明を進めさせていただきます。資料1の1ページの1番の表、23年度取組面積の1番右側が、営農活動の23年度の実績でございます。それに伴いまして、122組織、5600ヘクタールほどの取組実績がございまして、それに対し、総額として約3億3000万円の支援金が現地に支出されてございます。先ほどお話しいただきましたとおり、23年度から事業制度が組みかわったところがございまして、営農活動としましては、これまで地域がまとまって取り組むというところの活動源となっておりました、営農基礎活動が、22年度限りで中止されましたものですから、まとまった取組に関しましてのイベント等は、先ほどの1階部分、農地水保全管理支払のイベ

ントと一緒にさせていただきました。3の(1)の②の部分で研修会を開催させていただいたのですが、このところで、営農活動の活動、これまで5年間の活動の集大成としての表彰活動組織の表彰式、そして事例発表というかたちで参加をさせていただいた次第です。資料15ページをお開き下さい。こちらが、環境保全型農業直接支援対策として、今年度から開始されました国の事業で、こちらの経過措置というかたちで、営農活動が今年度まで実施されました。こちらに用意しました資料は24年度のものになりますので、経過措置とされていた営農活動部分は入ってございません。組み替えの概要は、こちらの中段、主な内容というところで、1番の(1)、(2)がありますが、宮城県に関しましては、この1の(1)、これまで行っていた支援対象である原則5割低減に対する支援というものがベースになりまして、それにさらにプラスαをした活動に対して支援金が拠出されるというかたちになってございます。(2)にありますところの、地域特認取組というものは、これは個別に国が地域をピンポイントで指定して、メニューに加えるものでありまして、宮城県では該当がございませんので、宮城県内では1の(1)の部分が来年度の事業として推進されることになっております。詳しい中身に関しましてはこのページ裏面16ページになりますけれども、こちらの(1)5割低減の取組とセットで緑肥もしくは、リビングマルチ草生栽培もしくは、冬期湛水管理または、有機農業の取組、こういった取組をなさられている方々に対してそれぞれの申請に応じまして支援金が出るというようなシステムとなっております。17ページ以降にあります概要のパンフレットは、詳細に記されたものでございます。セットでご覧ください。営農関係のアンケートにつきましては、31ページをお開きください。営農活動支援に関しましては、本年度最終年度、一区切りを迎えるということが事前に分かっておりましたので、取組開始前、そして現在というかたちで事業の実施効果につきまして、活動していただいた組織の方々にご意見等を伺った次第です。回答率は65%でしたが、営農基礎活動が前年度に終了してしまっていた関係で、若干回収率が上がらなかったのかなと思っています。主なポイントとしまして、問の1番、取組の前後で環境保全型農業にどれぐらいの方が取り組んでおられましたかと伺いましたところ、取組前では、1番大きい値が10~30%、地域の農家の半分以下、もしくは半分程度という答えが多かったのですが、現在に至りましては、10%未満というところはゼロでありまして、60~90、90%以上というところが過半を占めるような状態になっており、明らかに向上する方向のシフトがすすんだと思っています。

続きまして、問の2番、活動の中心がどのような方々でしたかというところですが、宮城県の営農人口に比べますと、集落営農組織または法人等の方々がかかわって下さったのかなと思っています。問3、この事業で一番の特徴である地域でまとまった活動をするというところに関しまして、最も変化をもたらしたものは何ですかと伺いましたところ、回答として、堆肥に関する調整ができましたということです。こちらは宮城県独自で県の要件としまして設定させていただいた関係もありまして、現場ではご苦労いただいたのですが、いい方向に作用したのかなと思っています。問の4番、今後も引き続き事業が終わ

ったとしても取組んでいきたいというものは伺ったところ、やはり3番目の環境保全型農業の継続拡大をしたいというお答えが非常に多くいただきまして、1番、2番、3番の答えで70%以上ということで本事業の目的、趣旨をご理解くださっていることが拡大しているのかなと思っています。32ページです、5か年間の中で活動組織が主催した行事で非農家の方々とどのように交流されましたかということをお伺ったところ、こちらは一番大きかったのは生き物調査、そして地域説明会ということになってございました。こちらでも県の要件にいずれも指定してやはり大変地元にはご苦労いただきましたところですが、色々な方との交流のきっかけとなる手段として、いいものを提供できたのかなという判断もございます。もちろん現場の方々のご苦労が逆にこういったところに非常に大変でしたというお声も伺ったところですが、ご苦労いただいた分だけ、やはり地元でいろんな方々と交流していただける手段としての位置づけはできたのかなと思っています。問6は付随する関係ですけれども、有機農業の取組がどのようにすすんでいるのかと伺ってみたところ、取組前では1~2名程度という答えが数量としては多かったのですが、今は10名程度、10名以上いるという答えが多く、現在に至りましてそういったところの意識がすすんでいるのかなと思っています。問の9に関しましては、ご苦労された点、問題があった点ということをお伺っております。これは以前からずっとあったのですが、やはり事務負担がちょっと多くなったとなっております。そして、地元の人たちをどのように纏めるかということで、構成員の理解というところが結構大変でしたということで、事業要件の達成もやはりそれなりにハードルが高かったということで、国としての事業の要件と県としての独自要件がございまして、そういったところで取組としては非常に高度な事業になったのかなと思っていますが、皆様のご協力をおもちまして何とか最終年をむかえることができるということでございます。以上です。

大泉委員長：以上ですか。はい、ありがとうございます。ちょっと確認をしておきたいんですけど、これ両方とも宮城県の実施方針、特認基準というのはないっていうふうにあるんですか。全国に準ずるんですか。

事務局 紺野：先ほど追加で口頭説明させていただきましたのは、国が示している標準的な活動のメニュー等に関して、もし県内で特別なメニューと活動、地域対応のものがあれば追加をしてくださいという国のほうから提示を求められている基本的な方針ということで、特に県としまして要件を制限するとか、そういった基本的な立場に立っていないということで、先ほどのご案内のとおりの内容ということで考えてございます。

大泉委員長：はい、ありがとうございます。だいぶ新規の対応が以前と異なるようで、こういうシステムだよっていうふうなことをご理解いただいて、これに関してはご議論いただければというふうに思うんですが、いかがでございましょうかね。質問から始め

でも結構ですが、ご意見があれば。これ農家の人って頭良くないとやってられないね。中味を理解するまでは大変かもしれない。我々もペーパーで見てうーんなかなか難しいなって。さらにこの上に人々をまとめるっていう作業がつくわけですから、リーダーのご苦労たるや並大抵のものでないって感じがしますよね。どこからでもいいですよ。

真木委員：よろしいですか。今ちょっと委員長のほうからも話出ましたけども、ここのところのイメージができないんですけども、資料の6ページ、さっきイメージ図でご説明をいただいていたんですが、ここに資源管理というところで数集落をまとめて豊かなふるさとを保全していくと書いてあるんですけども、これで管理をしていく組織を新たにつくるといことなんでしょうか。

事務局 紺野：こちらの6ページのイメージをもっと詳細にしたものが資料の11ページのほうにございます。こちらがより詳細なものでございますが、今委員からご指摘のとおり、こちらの絵図面、中段の枠組みの中では先ほど説明したとおりの内容でもともと集落単位で行っていた活動組織というようなものを、一つの水系単位みたいなものに広域化していったって、名称を農地・水・環境保全組織というようなものに束ねていただき、面積も200ヘクタール以上等ということを書いてございます。その下の(2)の規模構成員のところ、右枠の内容でございます。この組織は数集落に跨っているものですから、束ねるための運営委員会というようなものを、みどりネットなり新たなNPOなりを立ち上げてそちらのほうに運営母体になって運営していくという束ねる組織がこの集落の上に出来上がるというようなイメージでございます。

真木委員：これがこういう組織を作らなくてはいけない、今までどおりではだめだということですね。果たして今の集落、今までやってきた組織っていうのはこのほうがやりやすいんでしょうか。組織として事務的な煩雑さみたいなものはなくなるんだろうと思うんですが、独自活動が今度はできないというふうなこともなってくるんだろうというふうにするんです。ちょっとその辺委員の皆様方のご意見を伺えればいいかなと思うんですけども。私からすれば何かこんなにまとめちゃっていいのかなと。この間もずいぶん活動なんかのお話をいただきましたけれども、そういったものをそれぞれにできていくのかどうか、何かちょっと疑問に私は思うんです。私の考えがおかしかったらみなさんご指摘いただければと思います。

大泉：はい。どうですかね。

事務局 紺野：ちょっと私の説明が今、誤解を招いているようなんですが、国からの指導はこういった組織、広域化していくのが事務の簡素化につながるであろうということで、

望ましい形ということで聞いてございますが、今、真木委員のほうからご指摘のとおり、現行の組織の中の活動の意思決定の方向とか、多様なものがありますので、そういったものを配慮して国のほうで判断するということです。必須ではございません。ちょっと付け加えさせていただきます。

大泉委員長：どうですか。他の委員の方々。40万円はどこに交付されるの。要するに活動組織と推進組織と二つありそうな雰囲気があるんですけど、保全組織、活動組織に交付されるの。保全組織に交付されるの。

事務局 紺野：イメージで言いますと、束ねた組織に40万円というのが一度だけ交付されますが、それが、いわゆる運営組織、今委員長ご指摘の推進組織を設立するための経費というようなイメージです。一度だけ設立のために交付されるというイメージです。

大泉委員長：合併させるわけね。合併の呼び水に。そっか。はい、いかがですか。はいどうぞ。

長田委員：広域での取組の強化ということが出てますけれども、県と国としては、農業の大規模化をすすめていくという方針が一つあるみたいなんです。大規模化が可能なのは、一般的に考えたとき、マッチングが中心なのかなという印象があります。そこから一番こぼれ落ちやすいのは、中山間地なのかなと思いますが、中山間地の役割というものすごく大きいものがあって、これは何とか継続していかなければいけないんでないかなと私も思っていますが、この広域化の取組の強化という方針は、この国の大規模化の方向性として、考えているのかなっていう気がするんですが、どうなんでしょうか。

真木委員：難しい質問ですけど。どうですか。

大泉委員長：紺野さんに答えろっていうのも気の毒な感じがするけど。

事務局 紺野：国に成り代わってということで。5ページを見ていただくとわかるんですけども、国のほうが決めました、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画の中では、Ⅲの農林漁業再生のための7つの戦略というところの、項目的には戦略6、震災に強い農林水産のインフラを構築するというところに書いてございます。いわゆる今回の東日本大震災を受けて、今後も想定されるであろう震災に対してこの農地・水を広域化して施設の保全体制を強化していくんだというような考え方に基づいて広域化を進めるということのようでございます。

大泉委員長：はい、よろしいですかね。要するに、集落、広域化するのは集落を支えるんだと。これは戦略6なんですけど、戦略1、2が長田さんがおっしゃる大規模化。これはそのインフラをもうちょっと長期的に整備しなきゃいけないだとか、あるいはその集落自体を広域的に保全管理いたしましょうと。そういう話でだからおそらく先ほどの真木委員から質問があった広域化っていうのも、こういう脈絡でとらえられているんで、保全管理を全体、広くやりましょう、という話なんだけど、もっと言うと、土地改良区あたりでこれやってもらえればいいねって。土地改良区に対して将来は金やるよって話になってくるのかこの辺わからないんだけどね。そんな感じもあるのかもしれないよね。

加藤専門委員：確かにこれは背中や前があいてます。自分の前があいていれば、お互いに前同志が組む。たとえば背中では背中同志で組みましようやという、そういう考え方でないと、200ヘクタールは長いだろう。さっき資料にもありましたけれどもね。だから、水系ごとっていう、ちょっと田舎へ行きますと学校ごと、学区、昔のね、今は合併してますけれど、学区ごとでいいのでないのかな。そうしますと、この200ヘクタールを超えて500ヘクタールだと。それと、いま長田さんや副委員長が言われて話とまったく違った捉え方が含まれてくるだろうと考えます。その中で、長田さんが言われるように、やはり農業経営の方向性もやはり一つの考え方の中にあるだろう。今担い手がない、若者がいないという中で、そのお年を召した方々へは一生懸命構造対策をやっている。そしてまた利権の制約も出来るであろうというふうに思うんですね。だからもっともっと県もそう考えてますぐらいに言わないとダメだと思います。あともう一つ。その40万円なにがしの話ではありませんけれども、この震災でインフラ整備等々言っていますが、こういったものにこそ、ソフト面のお金をもっともっと使うべきだろう。その辺はやはり宮城県サイドの考え方があってしかるべきではないか。国の考え方がこうだから、これ追随しますではなくて、やはり宮城県は震災復旧だから、震災がおきたのでそっちの方については、ソフト面で多に使って下さいよというような選択も一つあるのではないですかね。あともう一つですね。お願いしたいのは、18ページ、冬期湛水管理とありますけれども、いろいろ大崎管内でも実施している田んぼはあるんですけどもね、なかなかこれは使う側の意見なんですけど、やはり非灌漑期に取水できる制度、頭首工等が少ない。たぶん技術者だからわかっていると思いますがこういった捉え方も含めていかないと、町等々が非灌漑期に取水をさせる。例えばこの頭首工から5トン取水させると言っているのであれば、非灌漑期には1.5トンを冬期水利権でも何でもいので取らせる方法も県の考え方として出すべきではないのかな。

大泉委員長：加藤さんもうちょっと説明して。冬期湛水？

加藤専門委員：冬期湛水です。水がないのにそれをやれやれって言ったってね、実際はと

れないですよ。ただうちのほうのように、県の土木事務所所管のうち融雪溝ってものを造っていますから、勝手に取ってますけどね。ただし今、一極集中で管理していますからなかなか取れません。だからそういった時にこれをうたってもなかなか厳しいのかなと思います。それで大崎管内でいろいろ聞こえてくるのは、困ったもんだ、沼が汚れて。とかね、逆に農家側のほうが悪影響を受けているというのも巷で聞こえてきます。ですからそれも含めていくと、やはり非灌漑期に水を取るといったことも、大事でないのかな。そして環境を守る方法については、今年は白鳥が何万羽来たからいい、ヒシクイが何万羽来たからこれでいいというふうになりますけれども、やはりそういう環境保全だけで済むのか。じゃそこで経済活動を行う農家はどうなるのかということも考えますので、やはり冬期湛水の場合の非灌漑期についての取水権それを主導すべきではないのかな、そういう要望しているわけです。

大泉委員長：今の話は、ソフト事業をもうちょっと自由に柔軟に話がありましたけど、この農地・水保全の集団ですね、団体ですけど、502組織に作られてるんですよね、宮城県でね。この502を広域化していくって話になるんですかね。それとも502以上にどんどんどんどん増やして行って、それで広域的にするって話になるんですかね。作りやすいのは今ある組織が作りやすいわけですよね。それでさらに新しく作る時に、広域って水系ごとって話になっちゃうと、なかなかイメージしづらいんだけど、502でもうできちゃった、だいたいこれが精いっぱいだっていう感じなんですかね。そのへんの感触を教えてくださいですけどね。

事務局 紺野：今、502組織なんですけれども、19年の創設当時、先ほど言いました津波で休止している15組織を足しまして517組織、その平均活動面積規模が85ヘクタールぐらいということでスタートしています。当時、19年に制度が創設されたということもありまして、意思決定のためにどれぐらいの集落までならば規模を囲い込めるのか、というか、そういった標準的な考え方で約150ヘクタールぐらいを目安にということで、県のほうでは協定締結して制度にのりはじめたというような経緯で聞いております。それからもともと集落が二つぐらい入って、意思決定できる範囲というのが活動組織の一つの単位というような形ですすめてございますので、今大泉委員長からご指摘のとおり、24年度からの新規の地区というのは当然要望があがってきまして、増えていくわけなんですけど、そちらのほうは今現状ではどういった単位になってあがってくるのかというのは、まだ把握してないんですが、あらかじめ今言ってる活動組織としての意思決定できる範囲が大きい200ヘクタール以上というものがあがってくる可能性というのは当然あります。今までの地区の採択の経緯というものと、活動の規模というのはそういった経緯で現在に至っております。

大泉委員長：はい。その活動を協定数が増える可能性がある、大規模化する可能性があるということで、確かに今までの活動組織の単位が水系ごとになるという、まとめにくいという話も出てくるんだけど、現実的にはそんなに無理な話ではないってということになりそうなんですかね。ここだけにこだわって、いいんですけどね。

事務局 紺野：実は今日、加藤委員が出席されているところでこういう話もあれなんですけども、積極的に改良区さんなりで東ねて運営していただけるのであれば、意思決定も集落単位でやるよりは、公明正大に透明性をもってできるということで、改良区さんのご協力をいただきたいという要望などは活動組織から聞いてございます。

大泉委員長：はい、わかりました。それでもう一つは共同活動、向上活動、復旧活動ってありますけど、これらの使途がね、何か縛りが強いのか、あるいはもうちょっと自由に使えるのか、休耕があえてあるから先ほどの加藤委員の、被災地だからもっと使わせろっていうのはまかりならないのか、その辺はどうなんですかね。それは被災地だからっていうのは、3番目の復旧活動、これで見えてくれって話になるんですかね。大崎は、東部にはいるの、北部に入るの。北部に復旧活動費ってないもんね。この辺はどうですか。

事務局 紺野：実はこの復旧活動ですけども、もともと23年度当初から拡充された向上活動というのが、もうすでに震災を受けたあとに長寿命化が必要だということになっていたんです。それでもともと震災で被災を受けたようなものも、この向上活動の中で取り組んでいくという、まず一つの現実がございまして。66組織でやっているんですけども、この中には当然今、委員ご指摘のとおり沿岸部の津波被災エリアは概ねほとんど入ってございません。沿岸部のほうは公的な災害復旧事業で大規模なほ場整備等が面的に入りますので、そこでは小規模な災害復旧等はないということでございます。なお、復旧活動については、12月に出てきました国の第3次補正で出てきたものでございまして、向上活動が一定、沿岸部は災害復旧ではほ場整備をしていく、なお復旧活動で、活動組織が集落が活動としてできる範囲のものがございませんかということで、県内に、要望調査をして現実的にこのような値になったということでございます。

大泉委員長：ハード事業に関して、第3次補正で多くは面倒見てて、それでこれはそれなりのソフト事業なんだけど、それでも柔軟に使わせろっていう加藤さん、その辺はこの要綱に則りながら使ってほしいってことになるかな。他、どうですかね。さっきの冬期湛水は、これは取水権の権利の問題ですけど、少し考えておいていただいて。要するにあまり水がないと、汚くなるんですか。汚くなちゃってあまり景観上も良くないという話なんで、確かに水が流れないとね、冬でも水が流れてるようなところがきれいでとどまっちゃうと、何か氷張っていつの間にか汚れてしまうっていうようなところあるんで、この辺も少し考

えて欲しいってことなんですけどね。

千葉専門委員：冬期湛水ですね、国策としてこういったことを振興してくということ、これはいいと思いますが、現在の水利権は、水稻栽培のための水利権が基本となっており、5月から9月までの短期間の水利権。最近地域の営農形態も変わってきて、さらに最近では自然再生エネルギーの問題が出ておまして、小水力発電を国が盛んに今推奨してるんですね。我々はみどりネット組織としても、組織的に今後小水力発電を取り組んでいこうという、今方向にあります。推進協議会等も立ち上げながら、これを進めていきたいというふうに思っていますが、そこでの課題はやっぱり水利権なんですね。5月から9月までの水利権だけでは十分採算的にペイできないといえますか、それが一番ネックとなっております、なかなか進めないということがありますので、水利権というものを単に水稻栽培のための水利権ということだけでなく、今の状況を踏まえて広い観点から多様な農業水利権として見直してもらうように、これは国策として取り組んでいく必要があると思います。

大泉委員長：それは農水省の中でやれるんですよ。

千葉専門委員：いや、国交省との協議、調整が必要です。

大泉委員長：調整しなきゃだめ。農水省のほうがだって水利権水利多いんじゃない。その中でできない。

千葉専門委員：水利権を持つてるのは国交省ですから、やっぱり国交省と農水省との協議をきちんとする必要があります。

大泉委員長：しなきゃいけない。国交省のほうは農水省はなかなかうんって言わないから困ったもんだって。俺たちもっと使いたいみたいな話があつて。

千葉専門委員：許可権者は国交省ですから。

大泉委員長：わかりました。これは、農水省にちゃんと言って、冬期湛水だとか政策化しているけど、ちょっと地元は大変だよっていう話を伝えてもらうとありがたいですね。はい、いかがですか。

鈴木専門委員：ちょっと違う委員会のことなのかもしれませんが、放射能の問題がいつぱい出てまして、中山間特に丸森とか、白石とかですね、そういうところはすごい大変苦勞なされていると思うんですね。その辺のことで放射能の字がなかったものですから、農地・

水保全管理支払交付金との関係とか、あるいはどこでやっていて、どういう関係になっているとか、やはり放射能の問題は無視はできないので、環境保全と言いながらも放射能がふってきてしまいましたので、その辺のところの関係とか教えていただければと思います。

大泉委員長：これはどちら、営農活動ですかね。よろしく。

事務局 金原：ただ今のお話ですけれども、放射線関係は、事業として別の部分がありますので、この事業では対応していないということです。ただ、放射線関係につきましては、今、宮城県でも全庁的な問題になっておりまして、畜産、農業部門、津波にあわれたところの復旧、復興の土の入れ替えとかも含めまして、先日の報道等で皆さまもご存じかと思いますが、今、復興庁というところから、何本かの大きな国庫事業が出ていまして、そちらのほうでも対応をすすめているところになっております。分析につきましても、年度が変わっても今後も引き続きやっていくことは間違いありません。ただ、この場では申し訳ないですが、何点やりますとか、どういった事業がありますとは、ちょっと今はお話できる状況ではございませんが、農地・水の事業でないところで、対処させていただいているということでございます。

大泉委員長：はい、よろしいですか。

田村委員：少しこれまでお話されてきたこととちょっと論点がずれてしまう問題なのかもしれないですが、広域化という話の中で気が付いたことがあります。空間スケールの域にもよるのですが、どういう人を巻き込むかっていうことも非常に大切だと思います。このアンケートの結果の26ページの16と18を見ていると、多くの組織で構成員以外の人をどういうふうに巻き込んでいったらいいのかっていうことを、模索しあぐねているように見えました。実際にどんな人が参加しているかという内訳を問16で見ると、非農家の方もそこそこ参加されていることがわかります。これからは、少しこのへんのブレイクスルーを次期対策の中でやっていかなきゃいけないのかなというふうに思いました。これは質問というよりも、私の雑感であります。特に、私が考えていきたいのは、18歳未満の子どもというところが、どんどん少なくなってきているというところです。子ども達をこういった活動に参加させる場合、どうしても子どもだから特別なことをしなきゃいけないという考えにとらわれがちです。たとえば生き物調査をやったりとか、何か新しいイベントって考えてしまいがちですが、そうではなくて、日常的な作業でも、子どもたちにできることがありますので、そういったごく簡単なことでもいいので手伝わせるということが実は、子どもの教育には大切ですし、郷土教育というところでも産業教育というところでも大切だと思います。こういった地元の方が負担にならない範囲で子供たちを巻き込めるような活動を展開していけるともう少し地域が元気になるのかなというふうに16番と18番を

見ていて思いました。私の意見です。

事務局 紺野：田村委員からご指摘のとおりでございます。この子どもの参加ということだと、どちらかという、委員ご指摘のとおり生き物調査とか、PTAを交えた、もしくは近隣の小学校交えた地域内での生き物調査、もしくは花壇の植栽とかそういったものに目がいきがちなんですけれども、ごく少ないんですが活動組織の中には環境美化というところの部分と、子どもたちがいわゆるごみ拾い、一斉清掃みたいな形で参加しているというところもあるようですので、そういったところも少し掘り起しをかけて参加の機会を増やしていくようにしたいと思います。

大泉委員長：はい、ありがとうございます。いかがですか。農村施策としてやっぱり非農家の方々の参加、子どもの参加というのは非常に大切なことになってくると思うんで、作業するって楽しくないとやっぱりだめ。楽しいのがいいんで。第二期の施策については、この議事のとおりですが、皆さんのいろんな意見、今出ましたんで、意見、指導、助言を推進に反映させていただくということにいたしまして、農地・水関係の議事はこれで終了ということにさせていただければと思います。よろしいでしょうか。それでは、2の中山間地等直接支払交付金事業について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 鈴木：農村振興課の鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。私のほうから中山間地域等直接支払交付金事業の内容についてご説明させていただきます。座ってご説明させていただきます。まず資料でございますけれども、資料の2をご覧くださいと思います。今回は平成23年度の取り組み状況と、平成24年度の事業計画についてご説明させていただきます。まず、資料の1ページになりますけれども、こちらには制度の概要を掲載しております。こちらにつきましては、ご説明を省略させていただきたいと思います。次に2ページ目、ご覧くださいと思います。こちらにですね、平成23年度の取組状況ということで掲載してございます。こちらにつきましては、前回の委員会でも、ご説明させていただいた内容でございます、内容的には大きく変化はございません。まず(1)実施市町村数でございますけれども、こちらは平成22年度と同数の13市町ということで、このまま変更はございません。また(2)協定数および協定締結面積でございますけれども、まず協定数なんですけれども、県の方針としまして、平成23年度まで新協定を認めることにしておりましたので、平成22年度から3協定増加しまして、全県で232協定となっております。今年度、新協定と廃止協定それぞれございまして、その内訳を表で示しております。新規協定につきましては、栗原市で3集落、それと、1個別協定ということで、栗原市で4協定、大和町で1集落協定ということで、全県で5協定の増加ということになっております。一方で、廃止協定がございまして、このたびの東日本大震災の影響で、津波の被害で気仙沼市と南三陸町それぞれ1協定ずつ被災

をしてしまいまして、それぞれ活動継続することができないということで、断念した協定が2協定ございましたので、差し引き3協定の増加という形になっております。協定面積ですけれども、こちらは全県で2103ヘクタールということで平成22年度から約15ヘクタールの増加ということになっております。地目別面積としましては、水田がやはり割合としては一番大きいということになっております。次(3) 交付金額でございますけれども、こちらも国、県、市町村費、全部含めて2億9300万円程度ということになっておりまして、こちらは協定数が増加したということで、平成22年度から150万円程度の増加という形になっております。それで(4) 協定参加農業者数ということですが、こちらも協定数が増加したということで、30人程度の増加という形になっております。次に資料3ページをご覧くださいと思うんですけども、こちらのほうには、平成23年度の交付面積と交付金額、市町村別の一覧を掲載してございます。こちらのほうは参考までに後程ご覧いただきたいと思います。次に資料の4ページをご覧ください。こちらのほうに、平成23年度中の県の推進活動状況ということで掲載しております。平成23年度につきましては、(1)にお示ししてありますように、毎年開催しているものなんですけども、協定参加者の方を対象とした支援研修会というものを開催しておりまして、毎年仙台市の広瀬文化センターで開催してるんですけども、今年度も広瀬文化センターで開催いたしまして、300人以上の方に参加をいただいたという状況でございます。研修では宮城大学の風見先生から基調講演をいただいたり、実際に地域で活動して地域活性化に取り組んでいる組織の方から、事例報告をしていただくといった内容で開催いたしております。そのほかにもパネル展の実施など行っております。こちらについては詳細のほう、省略させていただきたいと思います。平成23年度の取り組みにつきましては、このような形になっております。続きまして平成24年度の事業計画についてご説明させていただきたいと思っております。資料の5ページのほうをご覧くださいと思います。資料の5ページですけれども、まず(1)ですね。平成24年度の予算の状況ということで、簡単に書いてございませうけれども、平成24年度の当初予算につきましては、平成23年度の実績と同額の予算ということで確保しておりまして、2億1700万円程度確保しております。次に(2) 国の制度への対応でございます。これも前回の委員会の際に簡単にご説明させていただいたところなんですけれども、平成24年度から国の事業の制度が変更になりまして、対象地域が拡充されているという状況でございます。国から示されている資料を6ページと7ページのほうに掲載しておりますので、参考までにご覧いただきたいと思っております。まず拡充の内容についてなんですけれども、今回の拡充では、東日本大震災によって生産条件が不利となった農地も対象にすることができるということで、主に沿岸部の被災地域が対象地域として追加できるということになっております。またその交付の要件としましては、津波などで農地ががれきですとかへドロが堆積するなどしまして、それを撤去した後の作付をおこなった結果、例年よりも収量が減少してしまったとか、生産コストが上昇してしまったといったような条件不利性が数値上明確になるといったことが要件としてあげられ

ます。それでこれらの要件は、国から出されているのですけれども、その具体的な農用地の要件としては条件不利性の試算の方法といったことが、県の特認基準で定めることとなっております。それで、この制度に対応するために特認基準を変更する必要があるんですけども、その特認基準を作成するためのガイドラインというものが、平成24年度中に国のほうから示される予定になっております。それでその基準を作成するにあたって、まだ詳細に国のほうから示されていない部分がございますので、4月中に要領も改正される予定ですし、今後国からのガイドラインが示されるという予定になっておりますので、それらの内容確認しながら今後特認基準の変更をしていきたいというふうに考えております。その特認基準の変更の際には、こちらの施策検討委員会のほうでもお諮りさせていただきたいと思っておりますので、その時はまたご報告させていただきたいと思っております。

次に、平成24年度の特認基準拡充の県の対応というところでございますけれども、(2)の口のところに記載しております。今年度の津波の被害を受けた農地について除塩を行ったあとの収量の状況等についてなんですけれども、県の各農業改良普及センターのほうに聞き取りを行いまして確認を行いました。その結果、津波の被害を受けたあとに除塩を行いまして、水稻作付を行った箇所につきましては、津波の被害を受けなかった箇所と同等程度の収量になったというような情報をいただいております。一部、除塩を行ったあとに大豆の作付を行ったといった箇所があるんですけれども、そこはちょっと枯死があったという情報もあったんですけども、基本的には現時点では津波の被害によって生産条件の不利性が生じてしまったという農地は少ないのではないかなというふうに考えております。そのために、平成24年度につきましては、除塩をしたら今回の制度拡充部分について交付申請あがってくることはないのではないかなというふうに考えております。それで、平成25年度以降の対応についてなんですけれども、今年度は除塩農地、1150ヘクタール作付を行ったんですけども、来年度平成24年度はですね、さらに面積拡充されまして、大体予定としては、5250ヘクタール作付される予定になっておりますので、25年度以降の対応につきましては、除塩を行った農地での作付状況といったものを確認したうえで、対応について判断することとしたいというふうに今のところ考えている状況でございます。平成24年度の主な事業計画については以上でございます。

大泉委員長：はい、ありがとうございます。中山間地域等直接支払交付金事業ということでございます。これに関していかがでございましょうか。ご意見いただければと思います。

義家委員：すいません。今のご説明でよくわからなかったんですけど、(2)のイと口のちょっとつながりがよくわかんなかったんですけど、イのほうで国の特認関係のガイドラインが示されたら基準を作りますということですよ。イは。口のほうでは、そういうものは申請はないというようなイメージでとると、結局ないということなんでしょうか。ちょっとよくわかんなかったのと、それともう1点なんですけども、不利性がないというふ

うにほんとに言い切っちゃっていいんだらうかって気がします。除塩っていうこと、行為をやるのであれば、当然水を何回か流すとか、そういうコストが絶対かかっているはずで、そのコストの部分っていうのは、当然不利性は持っているんだと思うんですけど、その辺考えるとすれば、やっぱり上乗せ加算はあるんじゃないかなって気がします。

事務局 鈴木：除塩に関してなんですけれども、それは農家の持ち出しというわけではなく、農地災害の事業のほうで行っておりますので、それに関してはコストの増加というのは今のところないというふうに考えております。平成24年度の交付申請があがってこないということに関しましては、今ご説明したコストがかからないというところもあるんですけども、今のところ交付の要件となっている収量の減少が、うちのほうで確認した段階では確認されていない状況ですので、対象となる農地はないのではないかとというふうに思われますので、今のところ、平成24年度分の申請はあがってこないのではないかと考えてるわけです。

事務局 佐藤：今後の農地復旧ですけども、山側、山から海のほうにむかって軽微なところから作業をすすめる。今、鈴木が申したのは、23年度で作付けしたところは、海水がかぶってずっと引いたような軽微なところで作付しましたので、収量の減少が見られませんでした。今後、ヘドロやがれきをと取るような作業をするところを、今年度作付しますので、それは今年の秋にその資料を確認しないとわかりません。そういうことを見ながら宮城県のガイドライン、特認基準を作っていくというふうに考えております。

佐々木委員：すいません、今の絡みなんですけども、要するに新しい特認基準を変更する。これはそのまま来年度中にガイドラインが示される。これが大体いつ頃なのかというのと、それから、要するにたぶんこないだろうというのと、やはりこっち側から積極的にですねPRしていくのとは、また違うんだらうと思うんですよね。その辺のいつ作ってですね、それをどういうふうに周知徹底っていうか、広報するのか、その辺のところの考えがあればお聞かせ願いたい。

事務局 鈴木：国からガイドラインが示される時期ですが、今ちょっと確認段階なんですけれども、大体夏ぐらい、収量がわかる前というのが大前提なんですけども、夏ごろに出るのではないかとということで今お話しをいただいております。

大泉委員長：だから、あれでしょ、その不利性の判断は秋にできるわけでしょ。その前にガイドラインっていうか、その情報ができて、それに基づいて判断するっていうことだよ。それで結果はどうも不利じゃなくてふつうにとれんんじゃないかという予測だよ。ということで、こういうイとロと叙述になっているということ。どうですか、義家さん、そう

いう話なんです。いいですか。よろしいですか。

義家委員：出てみないってことですね。

大泉委員長：あのね、これね、中山間地の対策でもしも収量差があったら面倒見るよっていうのは、かなり被災地に対しては広報しておいたらよさそうだよ。たとえその手を挙げる人が少なくても、もう収量が減ったんだったら、それは中山間地直接支払使いますよっていつて。それでだからと言って、さぼって収量低くする人はいないと思うけど。

事務局 鈴木：今後、市町村との担当者会議を開く機会があるかと思しますので、そういった際に、周知をしていきたいというふうに考えております。

大泉委員長：この中山間地の直接支払の制度設計が平場のふつうに作ったところとの収量差がどの程度あるかって、その差に基づいて補助金、交付金決めてるんで、収量差がないとなかなか不利性がないとね、なかなか制度設計のってこないってことだから、収量の問題が出てくるんだろうけど。これは、稲でやるんですかね。大豆でやったり、何か転作物で判断したらどうなのこれ。

事務局 鈴木：主な生産作物ということで、やはり稲を基準にすることになると思います。

大泉委員長：大豆だとかなんかだったら枯死したっていうから、これじゃ補助金もらえないかな。はい。他いかがでしょうか。中山間地の交付金直接支払。259億円、国全体でね。これ下がったんですかね。

事務局 鈴木：10億円程度ですかね。下がっております。

大泉委員長：下がってるよね。なんでだろう。

事務局 鈴木：平成23年度は離島の平場ですとか、そういった平場も対象にするように制度が拡充になったこともありまして、そのため国のほうでも予算を多めにとっていたのかなというふうに思われますけれども、結局あがってくる地域がそれほどなかったということで、今年度下がっているものだと思います。

大泉委員長：これは、協定から何か高齢化で抜け出てきている、やめちゃって申請があがってこなくなったってわけでもないんですかね。

事務局 鈴木：その可能性もないわけではないのですが、5年間継続することが前提となっている事業ですので、年度途中でやめてしまうというところはあまりないのではないかなというふうに思います。

大泉委員長：ちなみに南三陸町の集落廃止したのは、これどこですか。

事務局 鈴木：大上坊集落というところです。

大泉委員長：どこだろう。歌津のほう、入谷のほう。

事務局 鈴木：町の総合体育館があるのですが、その少し北側です。

大泉委員長：志津川ですね、そうするとね。そっか。そういうのが何か、中山間地の直接支払制度はこれはもうちょっと額を増額すべきだと僕は思ってたんだけど、逆に減ってきたって。悲しいね。じゃ、よろしいですか。それでは中山間地域等直接交付金支払事業に関しましては、皆様の意見、指導、助言を推進に反映させていただくということでよろしゅうございましょうか。はい、ありがとうございます。それでは次に議事の3、中山間地域農村活性化事業にまいりたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 鈴木：引き続きまして、中山間地域等農村活性化事業についてご説明させていただきたいと思います。資料の3番をご覧くださいと思います。今回のご説明の流れとしましては、平成23年度の取組状況ということではじめに取組の事例の発表をさせていただきたいと思います。そしてそのあとに平成24年度の予算についてご説明させていただきたいと思います。

まず、平成23年度の実例発表に入らせていただきたいと思いますと思うんですけども、今回発表いたしますのは、平成21年度から実施しております、住民活動支援業務の取組事例ということで、発表させていただきたいと思います。こちらの支援事業につきましては、地域の自主性を引き出す取組の推進ということで、県が直接的に地域の中に入りまして、さらにNPOなど関係機関の協力を得たうえで地域住民の活動を推進していくというような取組でございます。支援につきましては、平成21年度から実施しております、平成21年度は川崎町前川地区、平成22年度はその川崎町前川地区2年目の支援と東松島市の宮戸地区で実施しております平成23年度につきましては、これから事例発表行います、角田市隈東地区で実施しているという状況でございます。

それでは事例発表のほうに入らせていただきたいと思います。

大河原地振 大内：大河原地方振興事務所農業農村整備部の大内といいます。今、鈴木さ

んのほうからですね、話があった活性化支援の部分ということで、平成23年度大河原管内の角田市隈東地区というところで取組をやっていますので、そちらのほうの紹介をさせていただきます。それで2ページ以降にまとめた資料については一応作ってはいたのですが、パワーポイントのほうを使って説明をしていきたいと思えます。すいません、座って説明させていただきます。角田隈東地域の活性化に向けてということで地域住民とともに考える地域の将来像、大河原地方振興事務所については、先ほど説明があったとおり21年度から前川地区を2か年やっております、今年からこの角田のほうに移ってきたというかたちになってございます。

場所のほうですが、ご承知のとおり、角田市の真ん中に阿武隈川が流れております。そちらのほうの右岸側、東側に位置する隈東地区というところを対象にしています。それでこちらのほうの地域の特徴ですが、施設的な話を先にさせていただきますが、江戸時代や明治時代に築造されたため池が多い地区になってございまして、老朽化が進んでいるという状況でございました。堤体からの漏水とか取水施設の陥没、底樋の漏水によるため池の機能停止というのが確認されてございまして、近年起こったため池の被災により、これまでの施設の老朽化等に対する不安等もあり、21年度から地域ため池等総合整備事業というのが創設されたこともありまして、地域としてこのため池の整備をして欲しいという要望が出されてございます。施設管理者からのため池の安全面の聞き取り調査を実施しまして、改めてため池の調査を実施した結果、全9か所のため池整備の必要性が浮き彫りとなったというのが活動の一番最初の発端になってございます。その地区の概要になりますが、先ほどの地域ため池等総合整備事業につきましては、受益面積が119ヘクタールで親子ため池を含めて9つのため池をもってございます。調査事業としましては、2300万円ほどを予定し、平成23年度からスタートしており、整備等のハード事業のほうにつきましては、25年度以降に着手する計画で今進んでいます。それで場所については、阿武隈川から先ほどの右岸側ということで、上のほうから、猿田ため池、仙石上・下ため池、内町ため池の上下と、池田ため池と諏訪部ため池がございまして、この地域の特徴になりますけれども、角田市につきましては昭和40年代から積極的な圃場整備を展開しておりまして、水田整備率が84%と大河原管内でトップでございまして、先ほど話も出てましたが、環境保全型農業の推進も果敢とやっております、受益の約8割が特別栽培農産物の認証水田ということで、県のほうの認証制度をいただいている地区になってございます。また圃場整備がすすんでいますので、汎用化水田の活用ということで、高品質大豆の安定生産と地元の阿武隈納豆というのがありますが、そちらのほうに極小粒大豆のすずほのかということで昨年度からそちらのほうに出店している地区でございまして、この地区につきましては農地・水の活動組織の10組織が、活動中でありまして、次期対策については、一応16組織という形で拡大するかたちになってございます。しかし、本ため池はその農地・水の対象施設にはなってございませぬ。それで、今回のため池整備を契機にため池の将来的な管理等、地域の活性化に向けた取り組みを地域で考えることを支援していきたいということ

で、この事業に取り組んでおります。それで平成22年度に、地域のため池を考える会ということで、地元の管理者や改良区の総代さん等も含めまして、地域のため池を考える会が設立されてございます。それで1回目の現地調査的なものを、22年の10月15日に会のみんなで実施しましてその後現地調査後の意見交換ということで、この地域のため池をどう考えていくのかということ、みんなで管理をやっていかなきゃならないねというのがはじまりでございます。それで平成23年度から先ほどの事業に取り組ませていただいてまして、そちらのほうの活動状況というのがこの表になってございます。1番上の10月15日は、事業と関係なく地域主導で動いたワークショップ的な形になってまして、7月7日については、前年度1回目を含めまして2回目として「地域のため池を考えよう」ということで、各ため池の歴史・文化、あと動植物等、ため池の利活用をみんなでお話し合っております。8月30日には、やっぱり自分たちの地域のため池ばかり見ててもちょっといい案が出ないだろうということで、今回震災の関係の中で、登米市のほうの農地・水の活動をやってらっしゃる機織沼とか、市のほうで管理している平筒沼というところに視察を行っております。あと9月13日には、第4回目のワークショップとして「地域のため池を考えよう」ということで、ため池と合わせて実施してみたい地域活動としてどういうものがあるのか、それに合わせてため池の整備としてこんなことしてみたいとか、してもらいたいという整備等を検討しております。11月18日には水源地域に植樹体験ということで、実はここは21年度に林野火災を起こしている地域でございまして、今回のため池の水源地となる山林の部分が実は裸山になってございます。そちらのほうは林業振興部とあわせて地域の人たちと一緒に植樹をしていこうという動きがありまして、それで今回地元の小学校の2つを交えてみんなでお植樹体験を行っております。今年に入りまして、2月9日に「地域のため池を育てよう」ということで、メンバーが若干途中で変わりましたので、新しいメンバーを加えて地域活動について具体的な計画を検討したという状況でございます。

一つのワークショップだけをピックアップして説明させていただきます。この事業についてはNPOの力をお借りするというので、今回、あぐりねっと21さんの支援をいただいて開催しております。角田隈東土地改良区の2階で実施したんですけども、一番最初に趣旨等説明をしてですね、あとは今回9つのため池が4つの地域に分かれてございますので、その4つの地域に分かれて自分たちで作業をやってございます。こちらのほうにはあぐりねっと21さんのほうの協力の中で宮城大学のあるサークルの学生さんたちに入っていたということ、ちょっと年配者だけではなくて、若い人たちの意見も入れていこうという形で実施しました。それでみなさんで話あった結果を模造紙に書いたかたちで付箋等でやってるんですけども、そのあとは必ず発表していただく。その発表については当然我々職員、あと改良区職員とかも入ってはいるんですが、できるだけ地元の人たちに自分たちはこういうふうな思いで、こういうことを考えてきたっていうものを発表していただいております。それが右側のほうにありますけども、これ内町地区というところの例で

すが、歴史・文化、地域の動植物、農業、人物等で上から活用している、現在もやってるよ、2番目はやってないんだけど、将来的に活用できるんじゃないか、3番目は活用は難しいけども、どうしても将来何とかしてやりたいねっていう、こんな表をみんなで検討しているところでございます。それでこちらのほうの内容については、当然地域ため池のメンバーの人だけが知ってるという形ではなくて、「ため池だより」っていうものにまとめて地域の人たちに配ってございます。自分たちの代表っていう形ではないんですが、こんな意見がだされましたよっていうのが、このため池だよりでわかるような形にしています。こちらのほう、改良区のほうが作成している状況です。それで実際の一つの成果として地域活動として内町地区、尾山地区っていうところの例なんですけど、上のほうから竹細工の職人の方がひとりいらっしゃるといって、地域に竹林があるっていうことで、それをちょっと伝承していきたいよねっていうのが、一番上になってございます。春、夏、秋、冬ということ、その季節ごとにどんなことが地域としてできるかっていうのをみんなで考えてもらった形です。それで竹細工については、春、夏、秋にですね、育成の伝承のための指導をして、実際は冬に竹取を行って、それをまた次の年の春、夏に講師的なものとして実践をできるんじゃないかというのが一番目になってます。あと2番、3番、4番目っていうのは、地域にですね、りんどうの花があった、昔からあやめまつりがあった、これは将来的に守っていきたいんだっていうような形になってます。あとは、源氏ボタルが近くで農地・水の活動等を果敢とやっているの、そちらのほうがいぶ増えてきているというところもあって、それをうまく活用した子供会の行事的なものやっつけていけないかなっていうのが、2番目になってます。あと下のほうにいて、5番目。金津七夕っていうこの地区で市の文化財になってるものなんですけれども、それをうまく利用して地域全体で盛り上がることはできないかっていうのが5番目。あとは語り部の育成というのは、やっぱり必要だよっていう、このような案が各地区で出されているっていうような状況です。それで、23年度の支援業務の成果としましては、各地域によって地域資源を活用した夢っていうのがやっぱり違いました。先ほど4つの地域っていうことがあったんですけども、一つは水と花に関して活動を実施したいっていうことで、水と花のふれあいを一つのテーマとしていこうという形になってます。それがこのピンクの部分の地区になりますけれども、猿田ため池っていうところの活動でございます。こちらにはすぐわきには県道が通っているの、山元のほうに抜ける場所ですね。当然そこらへんは、花いっぱいにしたいっていうのが、地域の人々の考えでした。2つ目につきましては、仙石ため池っていうところで、角田から亙理のほうに新しい県道ができたんですけども、ちょうどそのトンネル内に入る前に左手の下のほうにため池が見えます。そちらのほうっていうのが、実は今回の事業の中で2つのため池の一つにしてしまおう。一つを廃止するという計画にしてございまして、そちらのほうの敷地を使ってですね、食の伝承等をしていきたい。ため池に生息するエビとかを活用してやっていきたいねっていう意見が出されてます。3つめは内町ため池のところ、先ほど、上であげさせてもらった祭りと手業の伝承を地域として

やっていたらいいな。4番目としましては、一番ちょっと南側になるんですけども、こちらのほう、都市との交流というのは実は角田市のほうでやってまして、今日も東京の目黒区ですね、日出学園をご承知でしょうか、山口百恵が出た学校だと思んですけども、そこの中にはAKBの女性もひとりいらっしゃるといことで、その方々と角田市が連携で取り組んでございます。実際に角田の米を東京に行って、日出学園の学園祭で売って、なかなか売れなかったのでAKBの生徒に売らせたら全部売れたという噂がありました。そのような中で都市との交流ということをこういうことをやっていきたいという話が出てございます。

それで来年に向けての今後の展開方向でございますけれども、今回の地域の方々からの意見というのは、大まかに3つ出されております。一つはため池の整備に関する事。今回の安全性とか防災面とかの話ですね。そして2つ目は右下のほうにため池の管理に関する事、こういう管理をしていきたい、こういう利用をしていきたいというところがあります。それでもう一つはそれにかかわる地域の活性化に関する事、この3つというのが出されておりますので、これを24年度は3方向でちょっと進めていきたい。1点目、ため池の整備に関する事については、地域ため池等整備事業の中でどこまで制度上で盛り込めるか、県と市が話合って事業計画にできるだけ反映していこうというふうに考えてございます。それで2つ目、ため池の管理に関する事、これにつきましては、このふる水の保全隊の事業も調査事業等活用させていただきまして、ため池管理の保全隊設立というものを改良区が支援していきたい。先ほどの4つのため池は地域にとって4つの保全隊が作れないかっていうことを24年度、この補助事業を使って実践していきたいというふうに考えてます。こちらのほうは改良区でも要求終わっておりまして、予定では、つけていただく方向で進んでおります。3つ目のほうの地域の夢の活動の一部を実践。要はせっかくみんなが考えてきたので、これはやっぱりやってみましょうと、小さいことからでもやってみましょうということで、この事業を来年度も活用させていただいて、地域の人たちのさっきの夢です。各地区一つぐらい実現させていこうというふうに事務所としては考えていきます。なので、24年度につきましても、この事業を活用してこの地域、角田の隈東地域っていうものに支援を考えてございます。この事業についての説明は以上なんですけれども、ちょっとだけ余談です。昨日、ふる水の保全隊の指導員の方からですね連絡があって、サンショウウオが地域に出たっていうことで見に来ないかっていうことで、昨日行ってきました。唯一一匹だけ見つかったっていうところなんですけれども、実はこの近くっていうのは、農地・水の活動をやってまして、昨年度は子供たちと一緒に生き物調査なんかも地域の人たちと学校と連携してやってるところでございまして、その中の左側の里山の一番下に小さい池があるんですけども、この池の中に、毎年サンショウウオが現れるということで、サンショウウオっていうのは、ちょうど今の3月のこの時期にしか実は見られなくて、産卵のときに里のほうにおりてきます。それで、そこで産卵をしてまた、山のほうに帰っていくということですので、大河原町振興事務所としましては、今日、皆

さんにご意見等いただいておりますね、農地・水等、もしくはふる水等活用して、こういう里山も含めてこれからも引き続き支援していきたいというふうに考えてございます。静聴ありがとうございます。

大泉委員長：ありがとうございます。何か最後の池はずいぶんちっちゃいんですね。水たまりだと、サンショウウオ近いけど、水たまりのような池だったら。あんなんでも生きていけんだね。大したもんだな。

事務局 鈴木：引き続き、平成24年度の予算についてご説明させていただきたいと思っております。そのあとにまとめて今の事例発表も含めて質疑応答させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。資料の6ページのほうご覧いただきたいと思っております。こちらのほうに平成24年度の予算について提示してございます。こちらについて簡単にちょっとご説明させていただきたいと思っております。こちらの事業につきましては、基金の運用益をもって事業費としている事業でございます。それでこちらは基金の運用状況ということになります。まず①のですね、積立および運用状況ということで、過去の積立状況の推移をしめしております。それで平成23年度末時点では、約6億7000万円程度の資金が積立てられているという状況になっております。それで②の収益状況（見込み）となっておりますけれども、こちらは運用益の結果になっておりまして、こちらは事業費になっております。それで平成24年度のところなんですけれども、見込みというかたちで入れ替わりまして、来年度の見込みにつきましては、大体637万円程度ということになっておりまして、平成23年度の運用益から約118万円程度ですね、減額する見込みということになっております。こちらの減額の理由ですけれども、こちらの基金につきましては、主に地方債で運用となっているんですけれども、近年利率が低下しておりまして、そのため運用益も減少しているということで減額というかたちになってあります。それから、資料の7ページのほうにですね、平成24年度の事業の展開について記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。平成24年度の事業展開につきましては、基本的には平成23年度と変わらない内容になっております。平成23年度につきましては、指導員等の増員ですとか、あとは保全隊への活動支援、あと今事例発表がありました、住民活動支援に関する事業の支援ということで実施しておりまして、平成24年度につきましても、引き続きそういった活動に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。まず7ページの（1）なんですけれども、指導員の育成ということで、平成23年の末現在で25人の方に指導員委嘱を行っているんですけども、今後も増員をはかりまして研修等を行いまして、人材を育成していくということでやっております。すでに指導員になっている方に関しましても、スキルアップの支援ということで、研修会の開催ですとか、あとは全国研修会の派遣などを行っていきたいというふうに考えております。（2）でございますけれども、住民活動の支援と地域の自主性を引き出す取組の推進ということで、保

全隊への補助金ですね、今年度は11組織、11保全隊に対して補助金を出していたんですけども、来年度は9保全隊。そのうち1保全隊が今、発表ありました角田市で新しく1保全隊設立したということで、9保全隊に対して補助事業を行うという予定になっています。それと住民活動支援業務の実施ということで、ただいま事例発表ありました、角田市の地域の支援を来年度も引き続き行っていくということで予定しております。以上で平成24年度の事業計画展開について説明終わらせていただきたいと思います。

大泉委員長：はい、ありがとうございます。それでは先ほどの報告も含めまして、中山間地域農村活性化事業、ふる水ですが、ふるさと水と土保全対策事業についていかがでしょうか。はいどうぞ。

島谷委員：角田市隈東地区の皆様のご取り組みについて伺います。ただ今、取り組みの内容をご報告いただきました。写真にはずいぶんたくさんの方が参加されているようですが、メンバーの中に女性の参加者は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

大河原地振 大内：すいません。実は女性のメンバーというのは1名もいらっしゃいません。この会議が夜にどうしても開催してしまうということで、なかなか女性の参画というのが得られないのが実情です。ただ来年度につきましては、先ほどの地域の活性化の取組の中では、女性もしくは子どもさんの参加を促していきたいなっているのは考えています。写真に写っていた女性はほとんどスタッフです。

島谷委員：女性は、会議などで外出する時間帯の調整など、なかなか大変だと思いますが、農山村の地域では、地域の取り組みに女性が参加すること、そして自分の考えを話すということは大事だと思いますので、ぜひ女性の方々が参加しやすいように調整をいただければと思います。

大泉委員長：他いかがでしょうか。はいどうぞ。

加藤専門委員：活動はですね、素晴らしいと思います。ただ今、島谷さん言われたように、女の方々いないのはだめだね。声かけねばだめだね。夜だったら女性こないってそれは嘘ですから。声かけていいから。それからね、さっきわか書いてくくりましたよね。すべてハードなんです。ハードね。たしかに文化伝承ですからソフト面もあるんでしょうけど人を集める工夫の中に、こども女性集めたら何語ってんのやってということになるんです。ハードでは人は集まりません。だからやはりさっき食の伝承がありましたね。あと、ここでちいさくて見えないんだけど、おおむらさき、蝶ですよ、これね。こういったものあれば、今、蝶バカって結構いるんですよ。蝶バカね。そういったものをアピールすれ

ば、まだまだ人は集まると思うんです。あとは食の伝承っていうんであれば、エビとかわず、たとえばブラックバスの駆除とかありますよね。ブラックバスも食べられますから、そういったもの料理をさせるとか。そういったことで人集め。それから、そこに子供が入ってれば、まだまだいいのかなと。こどもっていうとき、さっきの農地・水もありましたけれども、やはり汚れることに全然動じない。それを止めるのは親、お母さん方。川遊びにあって、濡れないでねっていうのがお母さん方ですから。子どもは濡れたいんですから。ですから、それをいかにしてさせるか。ですから素晴らしい、さっきいろいろ見ましたが、ふる水でしたが、懐かしいなと思って関心しました。がんばってください。

大河原地振 大内：ありがとうございます。それでひとつだけですね、ちょっと説明してないんですが、実は生き物調査っていうのやってまして、ただこの事業ではやってなかったんで、紹介はしてなかったんですけども、地域としてため池を開けたときに、どういう生き物がいるのかっていうのは、近くの藤尾小学校っていうところがあるんですが、そちらの小学生といっしょにやってございました。その中でまさにブラックバスがいて、それで結果的に、池干しをして全部排除しました。あとは地域、実は面白いのがあるんです。すっぽんがつかまったんですね。ところがみどりがめのようなすっぽんで、実は昔そこに養殖場があつてですね、そこから逃げ出した親がどうもいるらしいってことになって、子どもたちも喜んですっぽんなんかを捕まえましたので、色々な先ほどいた、おおむらさきの蝶については、それに詳しい方がいらっしゃって、そのある木が幼虫が食べる木だつていうことで、そういうもの増やしていくのも一つじゃないかっていうことで出てきた案件でございます。いろいろな方面から人集めに工夫していきたいなと思います。ありがとうございます。

大泉委員長：はい、いかがでしょうかね。中山間地域農村活性化事業、ふるさと水保全隊とやっぱりこれ農業土木は土地改良がやるから、女性がなかなか入ってこないようなところがあるんでね。

加藤専門委員：土地改良、関係ないよ。

鈴木専門委員：私も3回ぐらい言ってやっと女性出してもらった経験ありますね。3回ぐらい言わないとだめ。3回か4回。

大泉委員長：農村地域施策って、なんていうんですかね。保全管理だとか、川だとか、あるいはため池だとか、保全管理っていうのから農村地域施策になるためには、さっきまるで3つ困ってだんだん農村地域施策、地域活性化になってきてるような感じがしますけど、ステップがあるんでしょうね。やっぱりその中では女性の力も大事だろうと思いますが、

われわれ話していると、女性集まりそうにないけど、加藤さん話すとなんか集まりそうな雰囲気になるね。いかがですか、ほか。水と花とのふれあいゾーンって、水と花が出会うの、人間が水と花に触れ合うのか、はい、そういう意味だね。はい、じゃこのふるさと保全隊もですね、先ほどの予算のとおりにやっていただくということでよろしゅうございましょうか。それでは、皆様のご審議と円滑な議事進行のご協力によりちょうど3時半という時間どおりに終わることができました。ありがとうございます。それでは事務局へお返しをいたします。よろしくをお願いします。

司会：大泉委員長ありがとうございます。本日の議事録は事務局で作成したものを後日送付いたしますので、確認していただきたいと思います。それから、事務局のほうから2月8日に開催されました農地・水の優良活動表彰式について、ご報告させていただきたいと思います。

農村振興課 佐藤：農村振興課の佐藤です。私からは資料1農地・水保全管理支払交付金事業の33ページ追補資料2より報告させていただきます。平成23年度宮城県農地・水・環境保全向上対策優良活動組織表彰についてですが、今年度で現対策最終年を迎え、来年度から次期対策が始まることから、これまでの取組で顕著な成果を挙げた活動組織を表彰するとともに今後の活動の向上を図ることを目的に、今年初めて表彰式を開催させていただきました。この表彰の流れですが、34ページになっております。平成23年12月15日に土地改良会館におきまして、当施策検討委員会の大泉委員長、真木副委員長を含む5名で選考委員会を開催し、関係市町より優良な活動組織を推薦いただきました22組織を対象に選考基準に基づき、宮城県知事賞、地域協議会賞を含む6つの賞を選定させていただきました。その後、宮城県農地・水・環境保全向上対策地域協議会におきまして、幹事会、総会を経て承認された活動組織に対して平成24年2月8日、大和町まほろばホールで開催されました平成23年度農地・水保全管理支払活動組織支援研修会、約630名参加の中で表彰式を開催させていただきました。表彰式では、真木副委員長より選考の講評をいただき、宮城県農林水産部長高橋次長より賞状を授与していただきました。大泉委員長、真木副委員長には御多忙のなか、優良活動組織表彰にご協力いただきましてありがとうございます。2月8日開催されました表彰式、支援研修会につきましては、35ページになりますが、宮城県農地・水・環境保全向上対策地域協議会のホームページに掲載しております。また、36ページ、2月17日付け日本農業新聞に掲載されております。37ページからは、支援研修会当日の資料となっております。そのほかにも47ページになりますが、広報・農業農村の整備にも掲載し、全国へ取組を発信させていただいております。広報・農業農村の整備の情報誌は、農業農村整備に関する国・県の関係者が情報共有し、農村振興施策の円滑な遂行に資する情報発信ツールで、定期発行されているものです。またこの情報誌になりますが、46ページには2月2日に開催されましたみやぎ農業

農村震災復興シンポジウム～農業・農村の震災復興に向けて～を掲載しておりますが、当日、大泉委員長より基調講演をいただいております。以上で報告を終わります。

司会：続きまして、農地・水の営農活動支援事業の本委員会での取り扱いについて説明させていただきます。

農産園芸環境課 金原：本日ご検討いただきました農地・水・環境保全向上対策の営農活動部分につきましては、これまで本委員会で様々なご助言ご指導を頂戴してまいりましたが、この度、国の事業が新たなシステムに切り替わって個別助成的な制度になり、来年度からはこの委員会とは別の形でご助言等を賜ることとなりました。本来ならこれまでのご指導とご助言に対しまして農産園芸環境課長から御礼申し上げるところですが、本日所用で不在のため私から御礼申し上げます。ありがとうございました。

司会：最後に小山農村振興課長から閉会の挨拶を申し上げます。

小山農村振興課長：農村振興課長やっております小山でございます。第3回の委員会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。本日は委員の皆様、および専門委員の皆様方には、年度末大変お忙しい中、お出でいただき、大変ご熱心なご討議をいただきありがとうございました。今回新たに委員の皆様に改めてご委嘱した上、引き続き快く今後もご尽力いただいていることに対しましてこの場をお借りして改めて心からお礼申し上げます。今日ご討議いただきました、特に農地・水保全管理交付金支払事業、これは名称が変わる、事業内容も大きく毎年のように変わっているような事業でございますけれども、皆様方からのご意見等をもとに、主に共同活動等を宮城県内におきましても、もっと活発にかつ広範囲に今後とも県として行っていきたく思っておりますので、その節はどうかよろしく願いいたします。それと、一緒にご討議いただいております、中山間直接支払制度等も利用しまして今後とも農業農村の多面的機能、宮城県のこれらの維持に努めてまいりたいと思っております。最後になりますけれども、本日この会議でいただきました委員の皆様方のご助言、および我々にしっかりせよというご支援を宮城県におきます農村振興の施策に反映させていきたいと思っておりますので、今後ともどうかよろしく願いいたします。はなはだ簡単ではございますけれども閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

司会：以上をもちまして平成23年度第3回宮城県農村振興施策協議委員会を閉会します。委員の皆様、ご出席の皆様、本日はどうもありがとうございました。